

大阪府民で、
大阪府外の公立高等学校に在学の方へ

※高校3年生の方(定時制・通信制は4年生含む)で、
国の就学支援金が「所得超過」を理由に不認定の方

＼R6年度大阪府の高等学校等授業料無償化制度／

11/1(金)
～
11/30(土)

授業料支援金の 申請をしてください!



申請しないと授業料無償に
ならないんや...

11月になったら
すぐ申請せな

大阪府の新制度である授業料無償化制度です。**高校3年生の方(定時制・通信制は4年生含む)**で、**国の就学支援金が「所得超過」を理由に不認定**となり、**授業料を負担される方を対象**とします。

国の就学支援金

【認定】

〈国の制度による授業料支援〉

国の就学支援金

【不認定】

〈大阪府の制度による授業料支援〉

0円

910万円

年収(めやす)

要件

基準日(毎月1日時点)において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①国の就学支援金が所得制限を理由として対象外であること
- ②生徒が、高等学校等に在学していること(滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山の高等学校等も対象です)※
- ③生徒及び保護者等が、原則大阪府内に住所を有していること

※原則、募集要件で大阪府民の入学が認められている学校が対象です。

申請方法

大阪府行政オンラインシステムで申請してください。(インターネット環境のない方は、紙での申請も可能です。)



利用者情報の登録

新規登録

※既に登録済の方は、
登録不要です。

手続きの検索

手続き一覧(個人向け)

「授業料支援金」の申請を
選択します。

手続きの申請

手順に沿って
手続きの申請を行います。

大阪府 行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/porta/home>

詳しくは裏面をご覧ください。

申請の流れ

(授業料支援金の申請の前に、国の就学支援金制度に申請し、所得制限を理由として不認定となる必要があります。)

申請

- **11月30日(土)まで(消印有効)**に、お手持ちのスマートフォン又はPC端末等から、大阪府行政オンラインシステムにて、「利用者登録」を行ったうえで「授業料支援金」を申請してください。
なお、申請には国の就学支援金制度の結果通知(「所得制限による不認定通知」又は「資格消滅通知」)の電子ファイル(画像ファイルでも可)又はコピーが必要です。
(ご自宅にインターネット環境がない場合は、紙申請を受け付けます。申請書については返信用110円切手・封筒(送付先住所を明記したもの)を同封のうえ、下記宛先まで郵送してください。)
- **提出期限までに申請しなかった方については、授業料を支払っていただきます。**
- 不備があった場合、学校又は大阪府から連絡する場合があります。
なお、指定の期日までに書類の確認等ができなかった場合は不認定の扱いとなりますのでご了承ください。

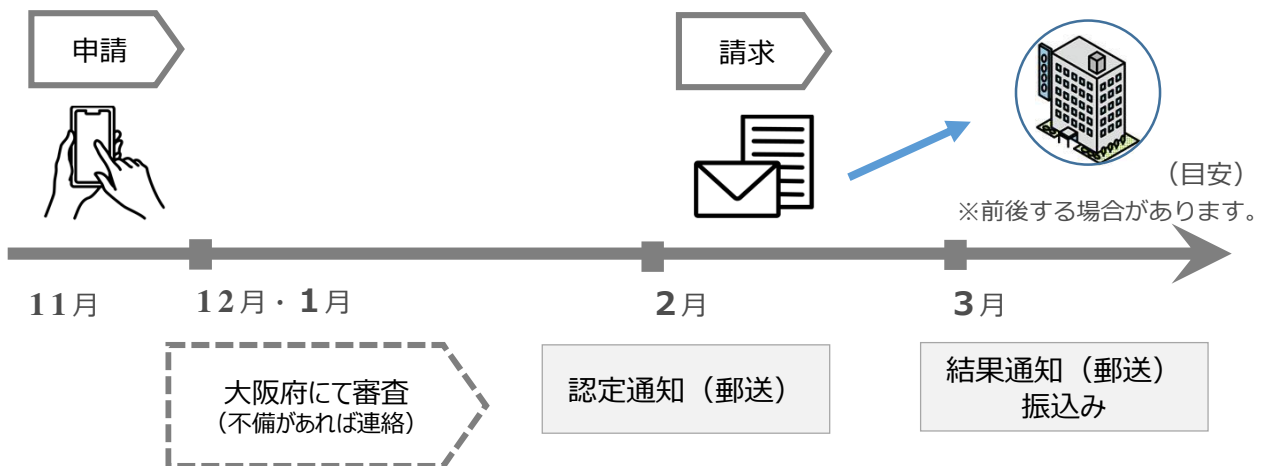
認定通知(郵送)

請求

- 2月をめどに、支給要件を満たしている方については「認定通知」を、申請時に入力された保護者の住所宛てに郵送します。同封の案内にしたがって**請求に必要な書類を期限までに郵送等で提出してください。**
なお、請求にかかる費用(住民票の発行手数料、郵送代など)についてはご自身でご負担ください。
- 支給要件を満たしていない方については、「不支給決定通知」を郵送します。

結果通知(郵送)・振込み

- 3月をめどに、請求書類の**審査結果について**、申請時に入力された保護者の住所宛てに**郵送にて通知**します。また、支給決定となった方については、ご指定の口座宛てに納入済の授業料に相当する額を、振込いたします。
- 支給要件を満たしていない方については、「不支給決定通知」を郵送します。



紙申請の宛先

〒540-8571 大阪市 中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階
大阪府教育庁施設財務課 授業料支援金担当 宛て

- 紙申請用様式を希望される場合…110円切手・定形封筒(送付先住所を明記したもの)を同封のうえ郵送してください。
- 申請書類を送付する場合… …申請書と国の就学支援金制度の結果通知を同封のうえ必要な切手を貼り郵送してください。

必要書類

11月の申請



就学支援金の「所得超過による不認定通知」

又は

就学支援金の「所得超過による資格消滅通知」

※在学の学校から事前にもらっているものです。対象期間のものを全て提出してください。

※紙申請の場合は、申請書も同封してください。

2月の請求



・ 請求書 及び 別紙

・ 生徒及び保護者等全員分の住民票

※認定通知に同封の案内にしたがって郵送等にて提出してください。

FAQ

Q1 国の就学支援金の申請をした（所得制限を理由に不認定）ので、授業料支援金の申請はしなくてもいいですか？

－A1 大阪府への授業料支援金の申請は必ず行ってください。
申請されない場合、授業料をお支払いいただきます。

Q2 双子がいるのですが、どのように申請したらよいですか？

－A2 まずは利用者登録を行い、申請を2名分行ってください。

Q3 やむを得ず生徒や保護者が大阪府に住んでいないのですが、対象外ですか？

－A3 やむを得ない事情により生徒もしくは保護者の一方が府外にお住まいの場合でも、対象になることがあります。まずは「申請の流れ」に沿って申請してください。後日学校又は大阪府からご連絡しますので、期日までに書類提出を行ってください。

Q4 途中で要件を満たさなくなったのですが、その場合どうなりますか？

－A4 毎月1日時点で要件を満たしているかどうかを確認させていただきます。
要件を満たさない事由が2日以降に発生した場合、当該月までは対象、翌月以降は対象外となります。

Q5 まだ納付していない授業料については、対象になりますか？

－A5 請求時点で納付済の分については対象になります。

お問合せ先

【授業料支援金に関すること】（手順の詳細もこちらをご確認ください）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/jugyoryoshienkin.html>

【AIチャットボットで相談する】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピッとライン：06-6910-8001

